

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 経済産業省の18年度改正要望

Q : 来年度の税制改正の要望が出てきているようですが、めぼしいものがあれば教えてください。

A : 経済産業省からは、減価償却の100%償却や業績連動型の役員報酬や役員賞与についても損金算入できるように要望を出しています。

【解説】

経済産業省では、来年度の税制改正で、減価償却制度の見直しや業績連動型の役員報酬・役員賞与の課税上の取扱いの見直し、留保金課税制度の廃止などの要望を出しました。

概要は次のとおりです。

[減価償却制度の見直し]

現行の減価償却制度について、企業の実態や国際的な制度との比較から見直しをすべきとし、償却可能限度額(95%)を100%(備忘価額1円)まで償却可能とすること、残存価額(10%)の引下げ、償却資産にかかる固定資産の課税評価額の最低限度(5%)の見直しを要望しています。

[業績連動型役員報酬]

現行の役員に対する給与のうち、定時定額部分以外の金額を役員賞与として損金不算入としている取扱いについて、一定の業績連動型の役員報酬や役員賞与については損金算入できるようにとの要望が出されています。

これは、役員に対するインセンティブ型処遇制度の導入が次々実施され、役員賞与そのものの概念が従来と変わってきているからとしています。

